



詳細な情報および最新の情報は、以下のホームページから見るすることができます。

|               |                                                                                                                       |                |                                                                               |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 外務省           | <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html</a> | 国際自然保護連合       | <a href="http://www.iucn.org/">http://www.iucn.org/</a>                       |
| 経済産業省         | <a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>                                                           | ウィーン条約事務局      | <a href="http://www.unep.ch/ozone/">http://www.unep.ch/ozone/</a>             |
| 環境省           | <a href="http://www.env.go.jp/">http://www.env.go.jp/</a>                                                             | バーゼル条約事務局      | <a href="http://www.basel.int/">http://www.basel.int/</a>                     |
| 持続可能な開発委員会    | <a href="http://www.un.org/esa/dsd/csd/csd_aboutcd.shtml">http://www.un.org/esa/dsd/csd/csd_aboutcd.shtml</a>         | ロッテルダム条約事務局    | <a href="http://www.pic.int/">http://www.pic.int/</a>                         |
| 気候変動枠組条約事務局   | <a href="http://unfccc.int/">http://unfccc.int/</a>                                                                   | ストックホルム条約事務局   | <a href="http://www.pops.int/">http://www.pops.int/</a>                       |
| 生物多様性条約事務局    | <a href="http://www.cbd.int/">http://www.cbd.int/</a>                                                                 | 南極条約事務局        | <a href="http://www.ats.aq/">http://www.ats.aq/</a>                           |
| 国際熱帯木材機関      | <a href="http://www.itto.or.jp/">http://www.itto.or.jp/</a>                                                           | 独立行政法人国際協力機構   | <a href="http://www.jica.go.jp/">http://www.jica.go.jp/</a>                   |
| アジア森林パートナーシップ | <a href="http://www.asiaforests.org/">http://www.asiaforests.org/</a>                                                 | 地球環境ファシリティ     | <a href="http://www.thegef.org/gef/home">http://www.thegef.org/gef/home</a>   |
| 砂漠化対処条約事務局    | <a href="http://www.unccd.int/">http://www.unccd.int/</a>                                                             | 国連環境計画         | <a href="http://www.unep.org/">http://www.unep.org/</a>                       |
| ワシントン条約事務局    | <a href="http://www.cites.org/">http://www.cites.org/</a>                                                             | UNEP国際環境技術センター | <a href="http://www.unep.or.jp/japanese/">http://www.unep.or.jp/japanese/</a> |
| ラムサール条約事務局    | <a href="http://www.ramsar.org/">http://www.ramsar.org/</a>                                                           |                |                                                                               |

# 地球環境問題に対する 日本の取組







# 地球環境を守るために 私たちができること

グローバル化に起因する人間の活動範囲やその規模の著しい拡大にともない、気候変動や生物多様性の損失などの地球環境問題が、地球と人類に対する脅威と捉えられてきています。そのような問題に一国のみで対応することはできません。国境を越えて国際社会が共同で取り組む必要があります。地球環境問題は、経済活動などの人間の営みと密接に関係しており、取組の内容や程度をめぐって各国の意見が異なることも少なくありません。こうした立場の違いを乗り越え、地球環境の保全と資源の持続可能な利用という国際社会に共通の課題に対処するために、様々な条約や枠組みがつくられ、国際的な努力が続けられています。日本政府も地球環境問題を外交の重要分野と位置づけ、国際社会において自国の経験を活かした様々な提案を行うなど積極的な取組を行っています。

## CONTENTS

|                     |    |
|---------------------|----|
| ●気候変動問題に対する取組       | 3  |
| ●生物多様性の保全と持続可能な利用   | 5  |
| ●野生動植物の保護           | 6  |
| ●森林保全、砂漠化対処         | 7  |
| ●オゾン層保護、廃棄物・化学物質    | 8  |
| ●南極、アジアにおける取組       | 9  |
| ●環境ODA、国際機関や基金の活動支援 | 10 |





## 気候変動問題に対する取組

温室効果ガスの世界規模での削減が求められています

気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会による一致団結した取組の強化が急務となっています。日本は意欲的な中期目標の発表や途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」を発表するなど、気候変動問題に積極的に取り組み、国際交渉を主導しています。



海面の上昇による国土の減少は深刻な問題

### 日本の具体的取組

#### ●中期目標

2009年9月22日にニューヨークで開催された国連気候変動首脳会合に出席した鳩山総理は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比で言えば25%の排出削減を目指すとの目標を表明しました。総理の発表した中期目標は、各国首脳や潘基文国連事務総長から高い評価を受け、その後の国際交渉に勢いを与えました。

#### ●途上国支援

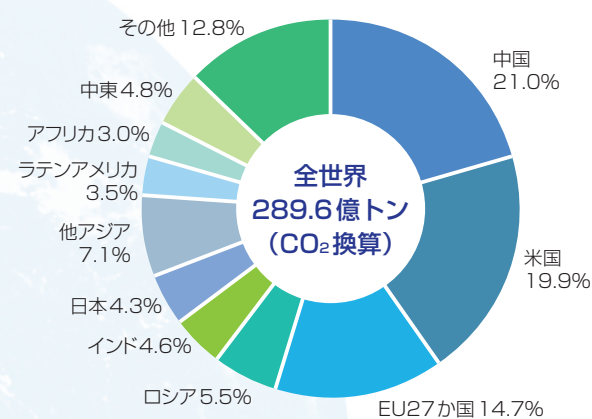
同時に、鳩山総理は気候変動問題における途上国支援の必要性を指摘し、国際交渉の進展状況を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的な支援を行うことを表明し、途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」を世界に向けて発信しました。

「鳩山イニシアティブ」についてはその後、気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)でその具体的内容(支援対象国:排出削減などの気候変動対策に取り組む途上国や気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国。支援規模:2012年末までの約3年間で官民合わせて約1兆7500億円(概ね150億ドル)、うち公的資金は1兆3000億円(概ね110億ドル)。)が発表されました。先進国による途上国支援について大きな方向性を打ち出せたことは「コペンハーゲン合意」に至った主たる要因の一つであり、日本による「鳩山イニシアティブ」の具体策の発表はそのような動きを後押しするものとなりました。

### 気候変動枠組条約および京都議定書

気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とし、1994年に発効しました。この条約を受け2005年、先進国に対して具体的な排出量の削減義務を定める京都議定書が発効しました。この議定書では、日本は2008年から2012年までの5年間に1990年と比べて温室効果ガスを6%削減することが求められています。

#### ■世界各国のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量(2007年)



出典: IEA(2009)  
"CO<sub>2</sub> Emissions from Fossil Fuel Combustion"



気候変動により災害が多発している可能性も  
(写真提供: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより (<http://www.jccca.org/>))

### TOPICS

#### COP15

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15においては、2013年以降の次期枠組み構築に向けた大枠を定める政治合意を得ることを目指して、連日厳しい交渉が行われました。日本からは、鳩山総理が出席し、各国首脳などとの会談を行ったほか、小沢環境大臣、福山外務副大臣、増子経済産業副大臣、および大谷環境大臣政務官による各国閣僚、各国代表団長への働きかけなどを行いました。こうした取組を通じて日本は交渉に参画・貢献し、各論点について積極的に主張を行いました。COP15の交渉の過程では、激しい対立の中で議論がしばしば中断しましたが、会期終盤に行われた30近くの国・機関の首脳レベルの協議により「コペンハーゲン合意」が作成されました。鳩山総理は、深夜にまで及んだ交渉に自ら参加し、政治合意の作成の必要性を訴えるなど、「コペンハーゲン合意」の作成に積極的に貢献しました。



コペンハーゲンで演説する鳩山総理  
(写真提供: 内閣広報室)

こうした首脳レベルでの協議を経て作成された「コペンハーゲン合意」には、ほぼすべての国が賛同しましたが、一部の国が、作成過程が不透明などの理由で採択に反対しました。しかし、最終的に締約国会議では、今後の交渉を前進させるための一つのステップとするために、「コペンハーゲン合意」に「留意する」との決定がされました。

#### 「コペンハーゲン合意」の主たる内容

1. 世界全体の気温の上昇が2度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
2. 附属書I国(先進国)は2020年の削減目標を、非附属書I国(途上国)は削減行動を、それぞれ付表I及びIIの様式により、2010年1月31日までに事務局に提出する。
3. 附属書I国の行動はMRV(測定/報告/検証)の対象となる。非附属書I国が自発的に行う削減行動は国内的なMRVを経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的なMRVの対象となる。
4. 先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012年の間に300億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020年までには年間1,000億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。
5. 2015年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する。

#### 今後の取組

日本は、米国・中国を含むすべての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築することが必要であると考えており、「コペンハーゲン合意」を踏まえて、新しい一つの包括的な法的文書を作成するよう、各国と連携・協力しながら国際交渉の中で取り組んでいきます。また、鳩山イニシアティブに基づく今後の具体的な支援については、国際交渉の進展状況を注視しつつ実施していく考えです。



太陽光発電パネルを視察する鳩山総理





## 生物多様性の保全と持続可能な利用

2つのLIFE（生活と生命）を支える、  
生物多様性を守ります

私たちは、多種多様な生物とともに暮らしており、身の回りにある食べ物も医療品も、生物の多様性が損なわれれば、私たちはその恩恵を受けることができません。生物多様性の保全は、全人類が取り組む価値があり、また取り組まなければならない課題です。

### 生物多様性条約（CBD）

（1）地球上の多様な生物をその生息環境と共に保全すること、（2）生物資源の持続可能な利用を行うこと、（3）遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的とした条約です（1992年の国連環境開発会議（地球サミット）に合わせて採択され、1993年に発効）。条約の目的を達成するために、締約国は、国家戦略を作成し、また、この条約を実施するために取った措置とその効果に関する報告書を定期的に作成することが求められています。

日本は、「生物多様性国家戦略」を策定し、定期的に見直し作業を行っているほか、2008年、野生生物やその生息環境を包括的に保全することを定めた生物多様性基本法を制定しました。また、開発途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用を通じて、世界レベルでの生物多様性の保全に貢献するために、自然保護区などの保全管理、森林保全、砂漠化防止、自然資源管理などの分野において、政府開発援助（ODA）を通じた支援を提供しています。

### カルタヘナ議定書

生物多様性条約の下、2000年に採択され2003年に発効しました。遺伝子組換え生物（LMO）の輸出手続きなどについて定めています。たとえば、農業用LMO種苗を取引する場合、輸入国の事前の許可がなければ、種苗を輸出することができないなどの規定があります。



人間による持続可能な自然利用も生物多様性の保全に貢献する

## 野生動植物の保護

野生動植物を保護し、  
豊かな生態系を守ります

地球上には数多くの動植物が生息しています。しかし近年、乱獲や生息地の汚染が原因で、絶滅の危機に瀕する野生動植物種が増加しています。生物多様性を保全するためにも、野生動植物の保護は重要です。



### ワシントン条約（CITES）

輸出国と輸入国が協力して、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引を規制し、それらの種の保護をはかることを目的とする条約です（1975年に発効）。

現在、附属書Ⅰ（原則商業取引が禁止される種）に登録されている生物種は約900種、附属書Ⅱ（輸出国の許可なしの商業取引が禁止される種）に登録されている生物種は33,000種におよびます。

日本は、原則商業取引が禁止される種に指定されているクジラ7種について、持続可能な利用（捕鯨）が可能であり、絶滅のおそれについて科学的根拠がないという理由から、留保を付しています。



ワシントン条約で保護されているゴリラ



ラムサール条約で保護されている釧路湿原

### ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する動植物を保全し、湿地の適正な利用を進めることを目的とした条約です（1975年に発効）。日本はこれまでに釧路湿原をはじめ37か所を条約湿地として指定するとともに、アジア地域を中心に湿地回復プログラムや人材育成、広報・普及・啓発活動を支援しています。

### 国際自然保護連合（IUCN）

地球規模での野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究をする関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援などを実施する国家、政府機関、非政府機関の連合体です。日本は国家会員として加盟しています。



ワシントン条約で保護されているパンダ

IUCNは絶滅の恐れのある生物種のレッドリストを作成し、公開している。

（出典：http://www.iucnredlist.org/）



### TOPICS

#### COP10-MOP5

2010年は、国連総会によって生物多様性年に定められており、また、「2010年目標」の達成を評価する年でもあります。日本はCBD第10回締約国会議およびカルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP10-MOP5、2010年10月に愛知県名古屋市で開催）の議長国として、主要議題に関する成果を目指し、「2010年目標」以降の目標である「ポスト2010年目標」の提案などを行っています。

※2010年目標：2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標（2002年のCOP6で決定）。



COP9（ドイツ・ボン、2008年）の様子  
（写真提供：愛知県名古屋COP10支援実行委員会）





## 森林保全

### 森林の役割はますます重要になっています

森林は、地球環境の保全と経済社会の発展に重要な役割を担っています。熱帯雨林を中心に森林の減少・劣化が急速に進行する中、世界の森林の持続可能な経営の促進が急務となっています。

#### 違法伐採対策

各国の法律に反して行われる違法伐採は、深刻な森林破壊を招く人為的要因の一つです。日本は「違法に伐採された木材は使用すべきでない」という基本的考えに基づき、二国間・多国間の様々な枠組を通じて、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営の取組を推進しています。

#### 国際熱帯木材機関 (ITTO)

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を両立させることを目指して1986年に設立された国際機関で、横浜市に本部が置かれています。



日本はITTOを通じコミュニティによる森林経営を支援（ベルー）  
（写真提供：A.Gaviria/ITTO）

日本は世界有数の熱帯木材輸入国であることから、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、途上国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに資金を拠出しています。

#### アジア森林パートナーシップ (AFP)

アジアの持続可能な森林経営の促進のため、政府、国際機関および市民社会などが違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧（植林）などの活動を通じて協力していくためのパートナーシップで、日本とインドネシアのイニシアティブにより2002年のヨハネスブルグ・サミットで発足しました。2008年からは、気候変動・生態系保全のための森林面積増大などを主要課題に掲げる第2フェーズがスタートしました。

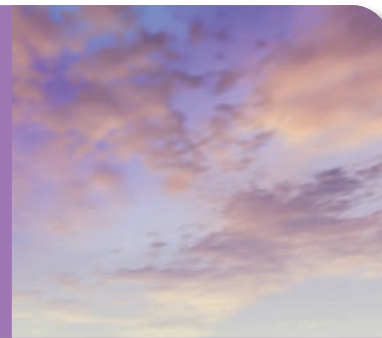


アジアでの森林火災

## オゾン層保護

### オゾン層を保護し、有害な紫外線から人体や生態系を守ります

地球を取り巻くオゾン層には有害な紫外線を吸収する働きがあります。オゾン層の減少によってできた「オゾンホール」は、CFC（クロロフルオロカーボン）などのオゾン層破壊物質（ODS）の使用に起因するものとされています。オゾン層破壊物質の生産・消費を地球規模で削減することが必要です。



#### ウィーン条約

オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組を定めている条約です（1988年に発効）。

#### モントリオール議定書

ウィーン条約の下、1989年に発効しました。オゾン層を破壊する物質を特定し、その物質の生産・消費

の全廃スケジュールの設定、非締約国との貿易規制などを規定しています。

日本は、この議定書に基づいて設立された多数国間基金（MLF）を通じ、中国やインド、モンゴルなどの開発途上国に対して、オゾン層破壊物質の全廃に向けた政策立案支援、代替物質・代替技術への転換や技術者の訓練などを行っています。



## 廃棄物・化学物質

### 有害な化学物質や廃棄物の適正な管理が求められています

経済活動の進展に伴い、化学物質や廃棄物は地球規模で日々大量に産み出されていますが、有害な化学物質・廃棄物は人間や環境に深刻な悪影響を与えます。国際的枠組に基づき、それらを適切に管理することが必要です。

#### バーゼル条約

有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分によって生じる人の健康および環境に対する被害を防止することを目的とする条約です（1989年にスイスのバーゼルで採択され、1992年に発効）。近年は、E-waste（電気電子機器廃棄物）対策が国際的に求められており、日本はバーゼル条約事務局による「アジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理プロジェクト」に積極的に貢献しています。

#### ストックホルム条約 (POPs条約)

毒性が強く、難分解性、生物蓄積性、水や大気を介した長距離移動の性質を持つ物質（残留性有機汚染物質：POPs）から人の健康と環境を保護することを目的とする条約です（2004年に発効）。農薬や工業原料に含まれるPOPsの製造・使用・輸出入の禁止あるいは制限や、ごみ焼却過程で発生する非意図的生成物質の排出削減措置をとることなどを定めています。日本はPOPs検討委員

会などの科学的機関を通じた専門的知見の提供、POPsに関するワークショップの開催などを行っています。

#### ロッテルダム条約 (PIC条約)

有害な化学物質の国際取引に関して、各国の輸出入に関する意思決定の周知や情報交換の促進についての手続を定める条約です（2004年に発効）。①特定の有害化学物質について、各国が輸入の可否を公開し、輸出に際しては輸入国の意思に基づき事前同意を得た上で行うこと、②自国内で厳しく規制する化学物質を輸出する場合、輸入国に対しその危険性などの情報を通報すること、などを定めています。日本は化学物質審査委員会を通じた専門的知見の提供、アスベストの適正処理に関するプロジェクトへの支援などを行っています。

#### 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM)

「2020年までに化学物質の製造と使用が人の健康と環境に及ぼす悪影響を最小化する」との目標を実現するために採択された国際的な化学物質管理のための枠組です。2002年のヨハネスブルグ・サミットを受け、2006年の第1回国際化学物質管理会議で採択されました。「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」の下、「世界行動計画」として、SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる273の行動がリストアップされています。日本ではSAICMの考え方を環境基本計画などに反映すると共に、関係省庁連絡会議を開催し、取組を推進しています。

## 砂漠化対処

### 開発途上国の貧困・食料問題などを考慮した多角的な対策が必要です

人間の活動（過耕作、過放牧など）や気候変動などの様々な要因によって、アフリカやアジアをはじめとする世界各地で砂漠化（土地の劣化）が進行しています。砂漠化には開発途上国における貧困や食料問題などの社会的・経済的要因が関係しているため、それらを考慮した幅広い分野での対策が必要です。



#### 砂漠化対処条約 (UNCCD)

深刻な干ばつや砂漠化に直面する国（特にアフリカ）が砂漠化に対処するために、国家行動計画を作成し実施すること、またそのような取組を先進締約国、国際機関などが支援することを規定した条約です（1996年に発効）。

日本はこれまでも、政府開発援助（ODA）などによる砂漠化対処支援策を行ってきました。身近なところでは日本に飛来する黄砂の発生源対策などが挙げられます。



中国での植林（写真提供：国際協力機構（JICA））





## 南極

### 地球環境を映す鏡、貴重な南極の環境を守ります

人間活動の影響をほとんど受けていない南極の環境は、それ自体が貴重であるだけでなく、研究の対象としても南極は非常に重要な地域です。一方で、近年増加する観光活動や気候変動の影響による環境の悪化が懸念されています。

#### 南極条約

南極地域の平和的利用、科学的調査の自由と国際協力の促進、領土権主張の凍結などを定める条約です(1961年に発効)。



溶け出す南極の冰山

#### 環境保護議定書

南極条約の下、1998年に発効しました。南極の環境と生態系を包括的に保護することを目的としています。鉱物資源活動の禁止、環境影響評価、動植物相の保存、廃棄物の処分・管理、海洋汚染防止、特別保護地区などについて定めています。



日本の南極観測船「しらせ」  
(写真提供：ユニバーサル造船株式会社)

## 環境ODA

### 政府開発援助(ODA)を通じて持続可能な開発の実現に貢献しています

日本は、環境問題を含む地球的規模の問題への途上国の取組を重視し、日本の先進的な技術や取組を取り入れた環境ODAを通じて積極的に支援しています。また、すべてのODA事業において、開発にともなう環境への影響を最小限にとどめるよう配慮しています。

#### 環境ODA政策

日本は、「政府開発援助(ODA)大綱」および「政府開発援助に関する中期政策」において、環境問題を含む地球的規模の問題への取組を重点課題の一つに位置づけています。また、環境分野の個別課題に関する政策として、これまで「京都イニシアティブ(温暖化対策途上国支援策)」「(1997年)」「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcolSD)」「(2002年)」「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)」「(2006年)」「クールアース・パートナーシップ」(2008年)、同パートナーシップを再編した「鳩山イニシアティブ」(2009年)を発表し、温暖化対策、環境汚染対策、自然環境保全などの環境ODAを実施しています。

#### 環境に配慮したODA

日本はODA事業における公平性の確保を目指し、環境や社会への配慮を十分行うこととしており、実施機関であるJICA(国際協力機構)はこのためのガイドラインを作成し、環境社会配慮の徹底に努めています。



JICAが行っているフィリピンでの植林活動  
(写真提供：今村健志朗 国際協力機構(JICA))

## 国際機関や基金の活動支援

### 包括的・分野横断的な取組を積極的に支援しています

地球規模で拡大する環境問題に対処するため、日本は国際機関や基金との協力も積極的に行っています。これらの枠組は、各国が環境対策を進めるにあたり、貴重な支援を提供しています。

#### 国連環境計画(UNEP)

UNEPは、国連の中で環境問題を包括的に扱う機関として、1972年の総会決議に基づき設立されました。国際環境条約の策定や地球環境のモニタリング、途上国支援などの分野で重要な役割を果たしています。日本はUNEPの設立以来一貫して、UNEPの意思決定機関である管理理事会に参加しています。

また、1992年にUNEP国際環境技術センター(IETC)が大阪および滋賀に設立され、開発途上国などに対する環境技術の移転を目的とする事業を実施しています。

#### 地球環境ファシリティ(GEF)

GEFは、開発途上国や市場経済移行国が持続可能な形で地球環境問題に対応するための資金と技術的支援を原則無償で提供する、世界最大規模の国際基金です。気候変動枠組条約や生物多様性条約の資金メカニズムでもあります。日本は米国に次ぐ世界第2位の拠出国です。



イラク住民に対する飲料水の提供(イラク南部湿原管理プロジェクト)  
(写真提供：UNEP-IETC)

## アジアにおける取組

### 近接諸国と協力してアジア地域の環境保全に取り組んでいます

東アジア地域の環境保全は、日本にとって極めて重要です。日本はこの地域における環境問題の解決に向けて、関係諸国とも協力しながら積極的な取組を行っています。



#### 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)

NOWPAPは、国連環境計画(UNEP)の地域海行動計画の一つとして、1994年に日本・韓国・中国・ロシアの4か国によって策定されました。日本海および黄海における海洋環境の保護のため、富山(日本)と釜山(韓国)に事務所を設置し、4か国の連携により、漂流漂着ゴミ対策などの活動を進めています。

#### 東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク(EANET)

2001年に本格始動したEANETは、東アジア各国共通の手法による酸性雨モニタリングの実施とそのネットワーク化を目的としています。現在、日本をはじめ韓国、中国を含む13か国が参加しています。

#### 環境協議

日本は、韓国、中国、ロシアとの環境保護合同委員会をはじめとする二国間協議や日中韓などの多国間の枠組を通じて、環境政策についての話し合いを行っています。



海岸の漂着ごみを拾う学生たち(長崎県対馬市)